

利用規約

一般社団法人アスリート中学生クラブ（大阪ブルエン：兵庫ブルエン）

第1章 総則

（名称及び所在地）

第1条 本クラブチームは「大阪ブルエン：兵庫ブルエン」（以下、「本クラブチーム」という）と称し、その事務局は一般社団法人アスリート（以下、「会社」という）の下に置く。

（運営）

第2条 本クラブチームの運営は、会社が行う。

（目的）

第3条 本クラブチームはバレーボールを通じて、児童生徒の体力向上と社会性を身につけさせ、地域社会の児童生徒の育成を図ることを目的としている。

第2章 会員

（入会資格）

第4条 クラブ生は、本クラブチームの趣旨に賛同し、本規約を遵守できるバレーボールプレーが可能で、スポーツを行うに適した健康状態であること。

第3章 活動における規約

（入会）

第5条 入会を希望する場合は、HP上から会費ペイシステムに登録し、本クラブチームの誓約書に保護者の同意捺印し提出する。

（連絡）

第6条 練習及び大会、練習試合等のスケジュール管理はLINEにて行う。

（会費）

第7条 会費の用途については会社の運営費とする。遠征費・合宿等の費用について基本的に自己負担であり帯同するスタッフの費用も保護者で負担とする。

第8条 休会、退会を希望する場合は前月の10日までにLINEにて連絡した場合に認められる。（会費の返金が生じる場合は、後日指定口座に入金する。その際生じる手数料はクラブ生が負担する。）

（会員資格の取り消し）

第9条 （2か月）以上の会費滞納者に対しては納入を督促し、その1か月以内に納入が無い時は退会とする。

（除名）

第10条 本クラブチームの名誉を著しく傷つけるもの、またはコーチ、他クラブ生、会場

に著しく危害を加えるものは除名処分とする。(除名の処分を受けた月の会費については返金しない。)

(再入会)

第 11 条 一度退会したクラブ生の再入会は出来ない。

(怪我・保険について)

第 12 条

- ①クラブ生は毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日までスポーツ安全保険に加入します。
- ②練習中並びに往復経路上にて発生した傷害については、保険の対象となる(一部例外あり)ので、事故発生した日より、1 週間以内に事務局まで連絡を入れること。
- ③保険の対象範囲外において、本クラブ及び、コーチは一切賠償の責を負わないものとする。

(クラブ通学について)

第 13 条

- ①クラブ生は、練習会場までは現地集合・解散とする。
- ②交通事故等で発生する傷害については、スポーツ保険の範囲とし、それ以上の請求は会社及び会場責任者に対しおこなわないものとする。

(遠征について)

第 14 条

- ①本クラブチームが必要と認めた場合、クラブ生の同意のもと随時遠征をおこない、遠征時にかかる費用はクラブ生が負担するものとする。
- ②クラブ生が負担する費用の中に随行する監督・コーチの費用を含むものとする。
- ③車出しでの事故については運転している当事者に責任があるものとし当クラブ会社に責任がないものとする。

(盗難・紛失及び忘れ物)

第 15 条

- ①練習中に生じた盗難・紛失について本クラブチーム、会社は一切損害賠償の責を負わないものとする。
- ②忘れ物については本クラブが 2 週間ほど保管したのち処分する。

第 4 章 情報の取り扱いについて

(管理)

第 16 条 本クラブチーム及び会社は、本クラブチーム在会中に知りえたクラブ生に関する情報(以下「クラブ生情報」という)を以下の通り管理する。

(情報の提示及び個人情報保護)

第 17 条

- ①本クラブチームはご提供いただいた個人情報について、会員管理及ぶ会費徴収、ウェア販売、応急対応業務を円滑に行うために業務委託先または提携先に提供する場合がある。

②本クラブチーム及び会社はクラブ生情報を本クラブチーム及び会社の運営に利用するほか、前項に定める場合ならびに公的機関の要請を除き、一切のクラブ生情報を提供・開示しないものとする。

(運営・広報活動への利用)

第18条 運営広報活動のため、本クラブチーム活動中の写真、ライブ情報をHP、パンフレット等に掲載することがある。クラブ生及びその保護者はこれを了承の上、入会したものとする。

第5章 その他

(施設の利用制限)

第19条 クラブ生は定められた曜日・時間に限り指導を受け、また施設を使用することが出来る。

(クラブの休業・閉鎖等)

第20条 本クラブチームは次の理由によりクラブチームの場所の変更、休業又は閉鎖することがある。

- ①天災・地変その他の事情により開場が不可能なとき。
- ②学校施設の補修または改修をするとき。
- ③社会情勢、経済不況に重大な異変があるとき。

第21条 本クラブチームは利用状況により30日前の予告をもってカテゴリーの新設、曜日及び時間帯変更、または廃止をすることがある。

(利用規則等)

第22条 本規約に定めのない事項及び本クラブチームの運営上必要な事項は、利用規則、利用規定によるほか必要に応じ本クラブチームが定めるものとする。

(諸規則の遵守)

第23条 クラブ生及びその保護者は、本規約および本クラブチームが別に定める諸規則、諸規定を遵守しなければならない。

(改正)

第24条 本規約の改正・変更は本クラブチームの定めるところによるものとし、本クラブチームに関するその他の諸規則、諸規定についても同様とし、それらの効力は全てのクラブ生及びその保護者に及ぶものとする。

(発行)

2025年4月1日より発行する。

2025年11月1日一部改訂

誓約書

一般社団法人アスリートサポート中学生クラブチーム (大阪ブルエン：兵庫ブルエン)

記

【責任の所在】

- ・ スクール練習や送迎、活動全般については、自己責任において行います。
- ・ スクール活動時事故が起こった場合、あきらかな人的過失以外の怪我の責任は会社、担当校に責任は問いません。万が一、パワハラ、セクハラと思われる事案が発生した場合は、会社、担当校に責任を負わず速やかに退会します。
- ・ チームの方針について保護者、子供が不平不満を漏らしチーム活動を乱すもの、会社、担当校からの指示・指摘に従わない方がおられた場合、会社、担当校に退会を告げられた時も速やかに退会します。
- ・ 遠征時の事故についての責任は、事故を起こした運転手の責任とし会社や担当校に責任を負わない。

【選手の選考について】

- ・ 公式戦の選手選考については、著しく出席が悪い場合を除いて学年関係なく実力の上位者で出場します。練習試合や招待試合などでは等しく機会を与えますが、選考につきましてはスタッフ等の判断に従います。

【会費】

入会金 1,000 円(入会時)
保険代 1,000 円/年
会費 8,000 円/月

- ・一度納入されました会費につきましては、いかなる理由がありましても返金できませんので取扱いにはご注意ください。
- ・特別な理由(怪我等)がない**休会が2か月続きます**と退会となりますのでご注意ください。
- ・会費の納入につきましては、前月納入会費となっており、会費ペイを設定いただき前月の26日に引き落としとなります。入金遅れが続きますと退会となります。
例：4月会費の場合、3月26日引き落とし
- ・退会・休会・コース変更は前月10日までにお申し出ください。
例：4月の退会・休会・コース変更の場合、3月10日までにお申し出下さい。
怪我などにより急遽休会の場合は、復帰された月の会費に充当します。
- ・スポーツ保険について、毎年4月に加入し、3月までの保険となります。年度途中で入られましても、3月迄の保険となります。
- ・会費につきましては、月途中でも当月分の会費を徴収し日割り計算は致しませんので当月か、翌月からの加入を選択ください。

【その他】

- ・教育機関の体育館を使用しているため、学校行事等で練習ができない場合がありますので、予めご了承ください。
- ・急な体調不良時は、スタッフまで連絡ください。
- ・練習中、練習試合中のケガ等については、スポーツ保険で対応とさせていただきます。
- ・遠征費・合宿等の費用について基本的に自己負担であり帯同するスタッフの遠征費も原則保護者で負担とします。
- ・クラブチームに参加する者は、チーム指定のウェア、バッグ、ユニフォームを購入していただく必要があります。

- ・保護者から質問等がある場合は、役員を通して質問します。
- ・個人の SNS について、練習場所や練習風景の画像や動画を SNS にアップすることは禁止です。選手・保護者ともにスタッフへの批判、チームメイトや相手チームへの敬意を欠いた誹謗中傷を SNS に投稿することを禁止します。
- ・試合や練習風景をチームの広告に使うことを許可します。

クラブチーム入会誓約書

私、 _____ の保護者
は、一般社団法人アスリートサポート中学生ク
ラブチーム（大阪ブルエン：兵庫ブルエン）の
入会規約と誓約書を理解し、チームの運営方針
に従うことをここに誓います。

年 月 日

保護者 _____